新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言が出ています。感染拡大を防ぐためにご協力ください。

# 足寄町の公共施設の休館について

# 休館期間 **令和3年6月20日まで延長します**

休館となる施設や利用禁止となる遊具等は次のとおりです。

#### 【集会施設】

老人憩の家、はたらくものの憩の家、上螺湾集会所、 上利別基幹集落センター、螺湾地区農作業管理休養施設、 紅葉橋地区多目的集会施設、螺湾ふきの里、鷲府集会所、 各地区の集落センター・生活改善センター、 各地区のコミュニティセンター・母と子の家、 あしょろ銀河ホール21(ホールと会議室)、 各地区の寿の家(生きがいディは予定どおり実施します)

### 【社会教育施設‧児童福祉施設等】

町民センター、総合体育館、温水プール、生涯学習館、動物化石博物館、図書館、児童館、図書館児童館分館、郷土資料館、屋内体育施設、屋外体育施設、町内各パークゴルフ場、ゲートボール場、子育て支援センター(つどいの広場)

## 【公園等】

- 1. 里見が丘公園~ ふわふわドーム、大型遊具、足湯、 キャンプ場のテントサイト・バンガロー、 バーベキューハウス
- 2. その他~ 紅葉橋ドッグラン(かけっこランド)

※里見が丘公園以外の公園利用については公園利用前後の手洗いと 咳エチケット、密にならないよう配慮をお願いします。

足寄町役場

問い合わせ先:各施設へ直接お問い合わせください。 又は福祉課保健福祉室まで **☎**25-2141(役場代表)